



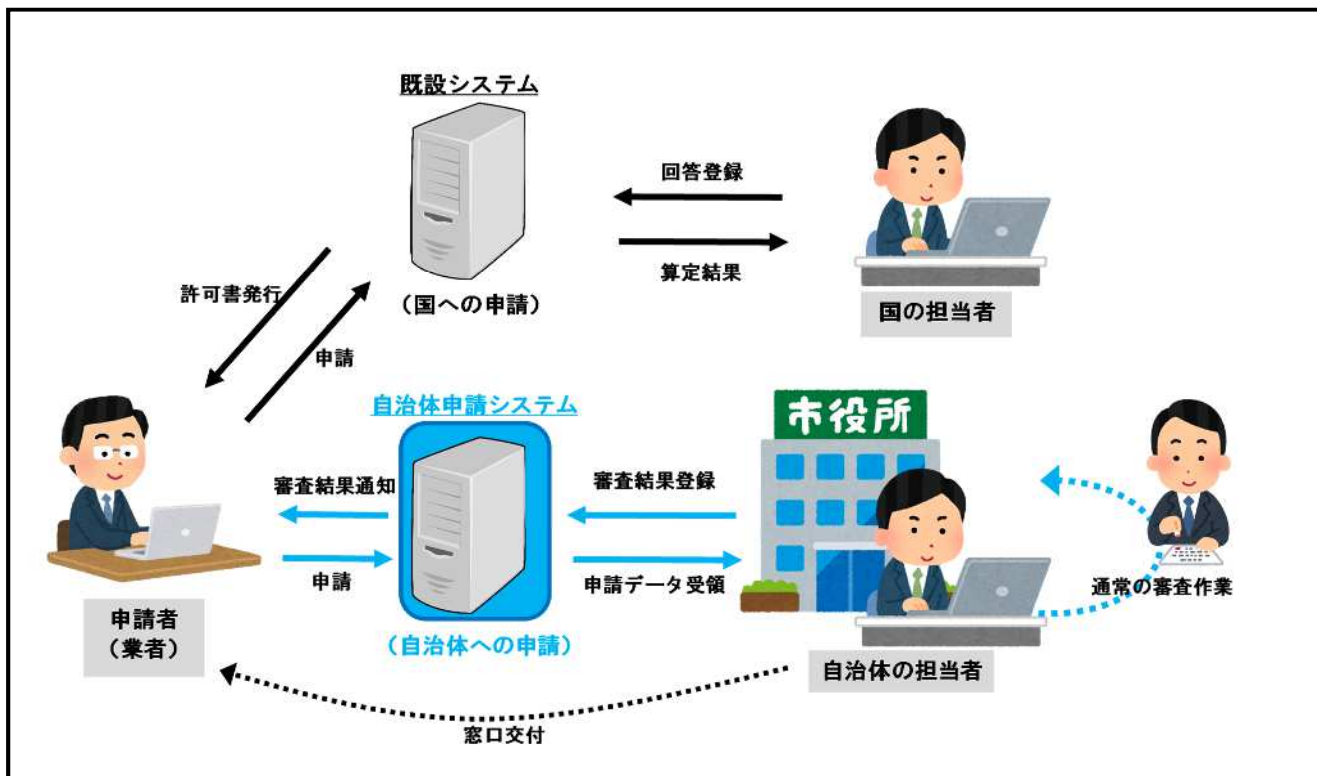
# 特殊車両通行許可の オンライン申請を開始します！！

令和6年4月1日から

特殊車両通行許可のオンライン申請が可能となります。

また、許可書の発行部数については、従来は申請車両台数分も発行していましたが、オンライン申請の開始にあわせて、申請単位での許可書の発行とするため、窓口申請の際の申請書類の提出部数が一部変更となります。

※国への申請は従来の受付システムをご利用ください。



詳細は裏面をご覧ください。

問合せ先

建設緑政局道路河川管理部路政課

(044) 200-3810

# 令和6年4月からの特殊車両通行許可申請について

## 1 オンライン申請について

自治体申請システムにログイン後、必要事項を入力し、オンラインで申請を行います。従来は申請及び許可書の受け取りの際に窓口までお越しただいておりましたが、オンライン申請の場合には、許可書受け取りの際のみお越しただくようになります。

自治体申請システムの操作方法等については、国土交通省ホームページの操作マニュアルを御覧ください。

(ホームページアドレス) <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/jichitai/jichitai.html>

**国土交通省 自治体申請システム** で検索

## 2 通行許可書の発行部数の変更について

従来は、申請車両台数分の許可書も発行しておりましたが、オンライン申請の開始にあわせ、申請単位での許可書の発行としますので、通行車両分については、複写した許可書を携帯してください。

## 3 紙の申請書による窓口申請について

オンラインでの申請が難しい場合には、従来通り紙の申請書により申請いただけますが、許可書については、オンライン申請の際と同様に、申請単位での発行となります。

それに伴い、提出していただく申請書類が以下の通り変更となります。

変更前	変更後
・申請書（様式第一）	1部 → 1部
・許可書（様式第二）	2部 → 1部（変更）
・車両諸元に関する説明書	2部 → 2部
・自動車車検証の写し 1部	1部 → 1部
（必要に応じて、申請車両の軌跡図 1部 新規開発車両（単車）設計製作基準適合証明書 1部）	
・車両内訳書（包括申請の場合のみ）	2部＋申請車両数 → 2部（変更）
・通行経路表	2部＋申請車両数 → 2部（変更）
・通行経路図（基本図及び未収録路線詳細図）	2部＋申請車両数 → 2部（変更）
・申請データ（binもしくはtksの拡張子をCDに入れたもの）	1部 → 1部